

会議次第 4

(1) 議案 会長選出

会長 \_\_\_\_\_

北広島市緑のまちづくり条例 (昭和61年12月19日条例第22号)《抄》

第20条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。